

# こども・若者意見反映推進事業における ファシリテーター派遣

## 1. 目的・概要

こども基本法では、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを、地方公共団体に対しても義務付けています。

こども・若者からの意見聴取の場においては、こども・若者の意見を引き出すファシリテーターを活用するなどして、こども・若者が安心して意見を表明することができる場をつくることが重要ですが、地方公共団体からは、そうしたファシリテーターを確保できないとの御意見が寄せられています。これを踏まえ、地方公共団体における意見聴取の取組を推進するため、こども家庭庁から、希望する地方公共団体に対し、ファシリテーターを派遣します。

## 2. 事業スキーム

